

新河岸小学校PTA会則

第一章 総 則

1. 本会は新河岸小学校PTAと称し事務所を新河岸小学校に置く。
2. 本会は保護者または之れに準ずる者（以下「保護者」とする）と教職員と学区の一般人とが協力して児童の学校・家庭及び社会における教育が理想的に行われるよう努力することを目的とする。
3. 本会は活動を充分にするために次の事業部を置く。
 - (1) 学級委員会
 - (2) 文化広報委員会
 - (3) 校外生活委員会
 - (4) お手伝い委員会
4. 本PTA会則は、会員に適用する。

第二章 方 針

5. 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
 - (1) 児童の教育ならびに福祉のために活動する。
 - (2) 特定の政党や宗教に偏ることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は、行わない。
 - (3) 本会または本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - (4) 学校の人事その他の管理には干渉しない。
 - (5) 板橋区小学校PTA連合会に加盟し、他校PTAと連携を図りながら活動を進めていく。

第三章 活 動

6. 本会の目的を達成するために次の活動を行う。
 - (1) 会員、児童の厚生福祉を図る。
 - (2) 学校内外における児童の教育的環境向上を図る。
 - (3) 会員相互の親睦を深めると共に、相互の成長を図る。
 - (4) その他目的達成に必要な活動。

第四章 会 員

7. 本会は本校の児童の保護者と本校の教職員を以て会員とする。
8. 会員は会費を納めるものとする。

第五章 役員・正副委員長・部員

9. 本会に次の役員を置く。
○相談役 校長
- (1) 会 長 1名（保護者）
- (2) 副 会 長 3名以上（保護者2名以上・副校長）
- (3) 書 記 3名（保護者2名・教職員）
- (4) 会 計 3名（保護者2名・教職員）
- (5) 会計監査 2名（保護者1名・教職員） 計12名以上
10. 役員は任期は一年とし再任を妨げない。但し会長は三期を限度とする。補欠者の任期は、前任者の残余期間とする。
11. 本会に下記の委員長・委員を置く。
 - (1) 学 級 委 員 会（委員長1名・副委員長1名・教職員1名）
 - (2) 文化広報委員会（委員長1名・副委員長1名・教職員1名）
 - (3) 校外生活委員会（委員長1名・副委員長1名・教職員1名）
 - (4) お手伝い委員会（委員長1名・副委員長1名・教職員1名） 12名
12. 役員、委員長、委員の選出は次による。

(1) 役員を選出

- イ、選挙管理委員会を組織し、役員候補者を全会員（保護者・教職員）から推薦し役員候補者を定数だけ選出する。定数の中で選挙管理委員会立合のもと互選会で各役員を決定し、全会員の投票による信任を得た後、総会にて承認を受ける。
- ロ、選挙管理委員会は毎年4月に卒業学年である6年生保護者から2名選出し、その年の役員12名をあわせて計14名により構成する。但し、選挙管理委員長は卒業学年保護者から選出する。
- ハ、各委員会の委員長は選考された部員の中より選出し決定する。
- ニ、部員は各学級または学年より保護者会で選出する。

13. 各役員、委員長、部員の任務は概ね次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表して、会務を総理し、各種会議を召集する。また、退任後は本会の顧問として相談役を担う。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等のある時は任務を代行する。
- (3) 書記は総会及び運営委員会等の議事を記録保管し、本会の庶務を行う。
- (4) 会計は次の任務を行う。
 - イ、総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を行う。
 - ロ、総会において会計監査を経た決算を報告する。
 - ハ、予算の立案に協力する。
- (5) 会計監査は年に一回は本会会計の監査をする。
- (6) 各委員長は会務を統括しその推進を図ると共に運営委員会に提出する議案を作成する。
- (7) 各部員は各委員会の会務を分担する。

14. 委員長、副委員長の任期は一年とする。

第六章 会 議

15. 本会は次の通り会議を開く。

- (1) 定期総会（PTA総会）は 年1回開催し、総会の定足数は会員の過半数とし委任状 を認め定足数に算入する。
 - ・前年度事業報告 ・前年度収支決算報告 ・新年度事業計画 ・新年度予算計画・旧役員退任挨拶 ・新役員着任挨拶
- (2) 運営委員会は総会に次ぐ決議機関とし、役員及び各委員長・副委員長をもって構成し、総会に提案する原案の作成、各部よりの議案等重要事項を審議し調整する。召集は会長が行う。
- (3) 各委員会は委員長が召集する。
- (4) 校長はどの会にも出席して意見を述べることができる。
- (5) 臨時総会を必要に応じて開催し、臨時総会の定足数は会員の過半数とし委任状を認め定足数に算入する。
- (6) 定期総会または臨時総会を書面にて行う際は、全会員の過半数の議決権行使書提出により総会成立とし、各議案について議決権行使書提出数の過半数の賛成をもって承認とする。また、白票は賛成とみなす。

第七章 事 業

16. 本会は次の事業を行う。

- (1) 学級委員会は学級児童の幸福と会員相互の意識の向上と親睦を図り意見を収集し他の部に反映する。
- (2) 文化広報委員会は会員相互の意識向上を図ると共に会報を発行し情報の伝達と意見の交換を図る。
- (3) 校外生活委員会は校外における児童の健全育成のために情報収集等を行い他の部に反映する。
- (4) お手伝い委員会は学校行事またはPTA活動において児童の安全を図るとともに円滑な活動の為の補助を担う。

第八章 会計・経理

17. 本会の経費は会費と事業の収益その他による。

18. 本会会費は一世帯あたり2400円（PTA保険料200円を含む）とする。但し、中途入会の場合は、会費に関する細則による。また、災害、緊急事態宣言等の理由で年度内の活動の停止が見込まれる場合については、役員の協議により徴収の有無、額の検討を行うこととする。

19. 会費の使途

- ①各委員会活動費
- ②運営費
- ③慶弔費

- ④P T A保険
- ⑤寺子屋事業（おおぞらクラブ）
- ⑥周年行事の積み立て金の一部に充当
- ⑦一部は予備費、その他とする。

20. 会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

付 則

- 21. 本会の運営上必要な細則は運営委員会で決めることができる。
- 22. 小学校P T A連合等外部団体への加盟・脱退については定期総会にて決議する。
- 23. 会則の変更は総会の決議による。
- 24. 本会則は平成13年4月1日より実施する。
- 25. 平成14年5月15日 第五章12. (1)イ 改定
- 26. 平成16年5月25日 第八章19. 改定
- 27. 平成21年5月8日 第二章5. (5) 追加
- 28. 平成23年5月2日 第六章15. (1) 改定
- 29. 平成28年2月20日 第八章18. 改定
- 30. 平成28年2月20日 運営細則4. 改定
- 31. 平成28年2月20日 運営細則2. 改定
- 32. 平成28年5月6日 第五章9. 改定
- 33. 2019年3月18日 第一章3. (4) 追加
- 34. 2019年3月18日 第五章11. (3) 改定 (4) 追加
- 35. 2019年3月18日 第五章12. (1)ニ 改定
- 36. 2019年3月18日 第七章16. (4) 追加
- 37. 2019年3月18日 運営細則1. ④ 追加
- 38. 2019年3月18日 運営細則3. 4. 改定
- 39. 2019年3月18日 運営細則4. (1) 改定
- 40. 2019年3月18日 運営細則5. 追加
- 41. 2020年6月29日 第六章15. (6) 追加
- 42. 2020年6月29日 第八章18. 改定
- 43. 2020年6月29日 運営細則1. ②③ 改定

運 営 細 則

1. 事業運営に関する細則

第7章の事業運営に関し、各委員会は次の活動を行うものとする。また、各委員は委員会の活動の他、P T A活動全般について相互協力する。

- ①学級委員会 学年交流会・給食試食会・廃品回収の分担決定等
- ②文化広報委員会 会報誌発行
- ③校外生活委員会 地域パトロールの企画・「こども110番継続のお願い」配布作業・高島平まつりのお手伝い
- ④お手伝い委員会 公開授業・運動会・学習発表会などの受付、夏祭りの補助等
- ⑤その他 サッカーの練習及び試合への参加、バレーボール（新河岸V.C.）の練習及び板橋区小学校PTA連合会バレーボール大会への参加等

2. 慶弔に関する細則

会員相互の親睦を図る為以下の慶弔費を定める。

	対 象	慶 弔	
慶事	教職員	結 婚	祝電のみ
弔事	児童	死 亡	弔電または生花
	保護者	死 亡	弔電または生花
	教職員(本人)	死 亡	弔電または生花
	教職員(配偶者)	死 亡	弔電または生花
	教職員(子ども)	死 亡	弔電または生花
	教職員(父母・義父母)	死 亡	弔電または生花

- <付> ◇特例の場合、役員会で協議する。
◇慶弔に対する返礼は不要とする。
◇慶弔に対してはP T Aとして行う。
◇弔事に対してはご遺族の意思を尊重する。

3. 会費に関する細則

- (1) P T A活動での事故・災害補填の為P T A総合補償制度に加入する。
(2) 転入生等中途入会については次のように定める。なお、返金を行わない。
1学期 2400円、2学期 1800円、3学期 1200円
(全てP T A保険料200円を含む)

4. 廃品回収に関する細則

資源保護とP T A事業活動の資金補填の為、会員と地域が協力して廃品回収を行う。

- (1) 実 施 日；役員会で定められた日に行う。(雨天決行)
(2) 方 法；収集場所を定め、学級ごとに担当月を決めて回収作業を行う。
(3) 収益金の使途；①物品等で子ども達へ還元する。
②新入生・卒業生に祝いの品を贈る。
③その年の収益金に余剰金が出た場合、一部を募金等に充てることができる。
④周年行事の積み立て金の一部とする。
(4) 会 計 報 告；定期総会時に会計よりP T A会計とは別に収支会計報告を行う。

5. P T A会費及び廃品回収を除く収益に関する細則

- (1) P T A事業活動の資金補填の為得られた収益は、廃品回収の収益入金口座に充当する。

PTA総合補償制度【1世帯あたり会費200円の場合】

(1) 保険金をお支払いする場合

① 学童および保護者・教師の場合

死 亡	事故の日より180日以内に死亡された場合→523.6万円
後遺障害	事故の日より180日以内に後遺障害が生じた時は程度に応じて523.6万円の3%～100%までの所定の割合の金額
入 院	ケガをし、そのケガがもとで入院の場合、入院日数一日につき4,020円を事故の日から180日を限度として支払う
手術保険	上記の入院保険金が支払われる場合で、事故の日からその日を含めて180日以内に、そのケガの治療のために手術を受けた時は入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍。但し1事故によるケガに対して2以上の手術を受けた場合はそのうちの最も高い倍率)を乗じた額を支払う
通 院	ケガをし、そのケガがもとで通院された場合、事故の日から180日以内の通院(往診も含む)の日数に対して90日を限度として1日につき、2,640円を支払う。但し、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治った時以降の通院に対しては通院保険は支払えない。※入院通院あわせて180日が限度
支払い不可	故意、自殺、犯罪、闘争行為、無免許運転中・酒酔い運転中の事故、脳疾患・疾病・心神喪失、地震・噴火・津波、戦争・その他の変乱・原子核反応、他覚症状のない頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛など

② 加入単位PTA主催行事の管理責任による賠償事故の場合

PTA諸行事にともなう賠償危険		借用に対する賠償危険	
対人賠償	1名につき 1事故につき	1億円 3億円	1名につき 1事故につき
対物賠償	1事故	500万円	期間中
(免責金額は1事故につきいずれも1,000円)		(免責金額は1事故につき5,000円)	

※ 被害者にも過失がある場合には過失相殺が適用されます。

(2) お支払いできない主な場合

- ① 暴動、変乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波等に起因する賠償責任。
- ② 施設の修理、改造等の工事に起因する賠償責任。
- ③ 自動車の所有、使用、管理の起因する賠償責任。
- ④ 被保険者の占有を離れた物(飲食物も含みます)に起因する賠償責任。例えば食中毒等。
- ⑤ 使用した物のカシ、自然の消耗、さび・変色等による破損。
- ⑥ PTA活動の終了時にPTA活動以外の活動に起因する賠償責任。

(3) 保険金請求の手続き

(1) 傷害事故の場合

- ① 事故内容を直ちに保険会社へ連絡します。
- ② 後日、全治してからあらかじめ送付されている所定の保険金請求書にて請求します。

(2) 賠償事故の場合

傷害事故の場合と異なりPTA行事中に事故が発生したことのほかに、その事故発生につき単位PTAが該当PTA行事を行うについて、管理上の過失があったことが支払いの要件として必要です。従って事故が発生したら直ちにその事故状況等を詳しく保険会社に連絡します。